

社協 ガイドブック

西彼支所



大島支所



本所(西海町)



大瀬戸支所



崎戸支所



社会福祉法人

西海市社会福祉協議会

目次

「西海市社協」のQ&A	2~6
SDGsの取り組み	7
地域福祉活動計画	8
地域福祉の推進への取り組み	
地域福祉連絡会、福祉推進員	10
福祉教育、福祉出前講座	11
配食サービス	12
各種機材の貸出	12・13
相談支援	
総合相談事業、無料法律相談、西海市生活支援相談室	14
日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）	15
資金貸付相談事業	16
生活支援	
外出支援サービス、通所型サービスA「シャキシャキクラブ」	18
訪問型サービスA、生活支援サービス（社協独自サービス）	19
子育て支援	
ファミリー・サポート・センター	20
大島児童館、西海市大島学童保育、子育て支援センター、横瀬保育所	21
介護保険・障がい福祉サービス	
介護保険事業	22
障害福祉サービス事業	23
ボランティアセンターの運営	24・25
その他の事業	
赤い羽根共同募金、歳末助け合い運動、広報・啓発活動	26
レンタカー事業	27
指定管理施設	28
マップ（本所および支所）	29

知ってほしい!「西海市社協」のこと

市民の皆さんにとって「社協」はどんな存在でしょうか?多くの方が「社協=福祉」のイメージを持たれていると思います。一方で、多くの方から「『福祉』って、おじいちゃんおばあちゃんがお世話になっているところでしょ。」と言われます。確かに、社協では高齢者向けのデイサービスやヘルパー事業を行っていますが、ほかにもたくさんの「福祉」に関する事業を行っています。

今回、市民の皆さんに「もっと社協のことを知ってほしい!」との思いから、このガイドブックを作成しました。このガイドブックを通じて、社協はどんな組織なのか、何をしているのか、目的や役割など、社協に対する市民の皆さんのご理解が深まるといいなと思います。



長崎県内社協キャラクター
いこいちゃん

「福祉（ふくし）」とは?

普段の暮らしの中でよく耳にする「福祉」という言葉ですが、日本では主に下の二つの意味で使われています。

①公的サービスや扶助

デイサービスやヘルパーなどの介護保険・障がい者福祉サービスや生活保護制度などです。

②「しあわせ」

皆さんが普段の暮らしの中で感じる「しあわせ」のことです。「福」も「祉」もどちらも「幸福」や「しあわせ」を意味する漢字だと言われています。人それぞれに感じる「しあわせ」や、お互いに思いやり助け合うことで生まれるみんなの「しあわせ」があります。

「西海市社協」のQ&A

～身近なようでよくわからない組織「社協」とは？～

社協に対する市民の皆さんの疑問に答えます！

Q：「社協」の役割は？

A：一言では伝えられないほど大切な役割を担っています。

社会福祉協議会、略して「社協」では、地域の福祉課題や生活課題に応じて柔軟な事業展開を行っているため、その役割について、わかりづらさや伝わりにくさがあります。

社協とは、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民と福祉組織や関係者と一緒に、地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会づくり」を推進することを使命とし、地域の実情に応じた事業を展開しています。

Q：「社協」ってなぜあるの？

A：「社協でなければできないこと」「社協ならできること」をするためです。

例えば、何か困りごとがあったとします。その困りごとが行政で対応できる範囲を超えていたり、介護保険や障がい者サービス、子育て支援サービスなどの公的サービスでは対応が難しかったりすることがあります。その際に「人びとの助け合い・支え合い」による解決がよりふさわしいことがあります。

そこで社協の出番となります。これまでの経験や知識をもとに、その解決・改善に向けた取り組みを市民や関係機関等と協働で行います。

公の力によらないきめ細やかな民間福祉の実現が、社協には求められています。



Q：「社協」は何をしているの？

A:大きく3つのことを行っています!

①直接的事業(収益事業を含む)

介護や子育て、生活上の困りごと相談など、市民生活の福祉課題を解決することを目的の1つとして、社協が事業を行っています。

西海市社協では、主に以下の事業を行っています。

- 介護保険サービス(デイサービス、ヘルパー、ケアプランセンター)
- 障がい者福祉サービス(ヘルパー)
- 配食サービス(食の提供と安否確認)
- 保育所、子育て支援、学童保育
- 福祉総合相談(住民の困りごとや介護等の相談の受付)
- 生活福祉資金や市福祉資金の貸付
- 各種たすけあい運動
- 福祉の集い、ひとり暮らし高齢者のつどい など

②福祉活動の計画や企画、実施

時代の流れとともに福祉をめぐる諸問題は刻々と変化し、また、地域住民自らが地域の福祉課題・生活課題に対して解決に向けた取り組みを行うことが求められています。こうした動きに対応するため、住民自身の自主的・自発的活動を促すために以下の事業を行っています。

- 地域福祉活動計画の策定(市民に対する福祉活動の提案)
- 地域の福祉課題・生活課題についての情報収集と共有、話し合いや学ぶ機会の提供、具体的な活動への結び付け(福祉推進員、地域福祉連絡会)
- ボランティア活動等を通して地域の福祉課題・生活課題の解決に向けた研究と実践(ボランティアセンター機能の充実)

③各種社会福祉団体や施設との連絡調整あるいは援助事業

各種社会福祉団体や施設などと協力・連携し、西海市の地域福祉推進に向けた取り組みを行っています。

- ボランティア団体やグループへの活動助成金事業
- 各種社会福祉団体や施設と意見交換および連携した事業の展開

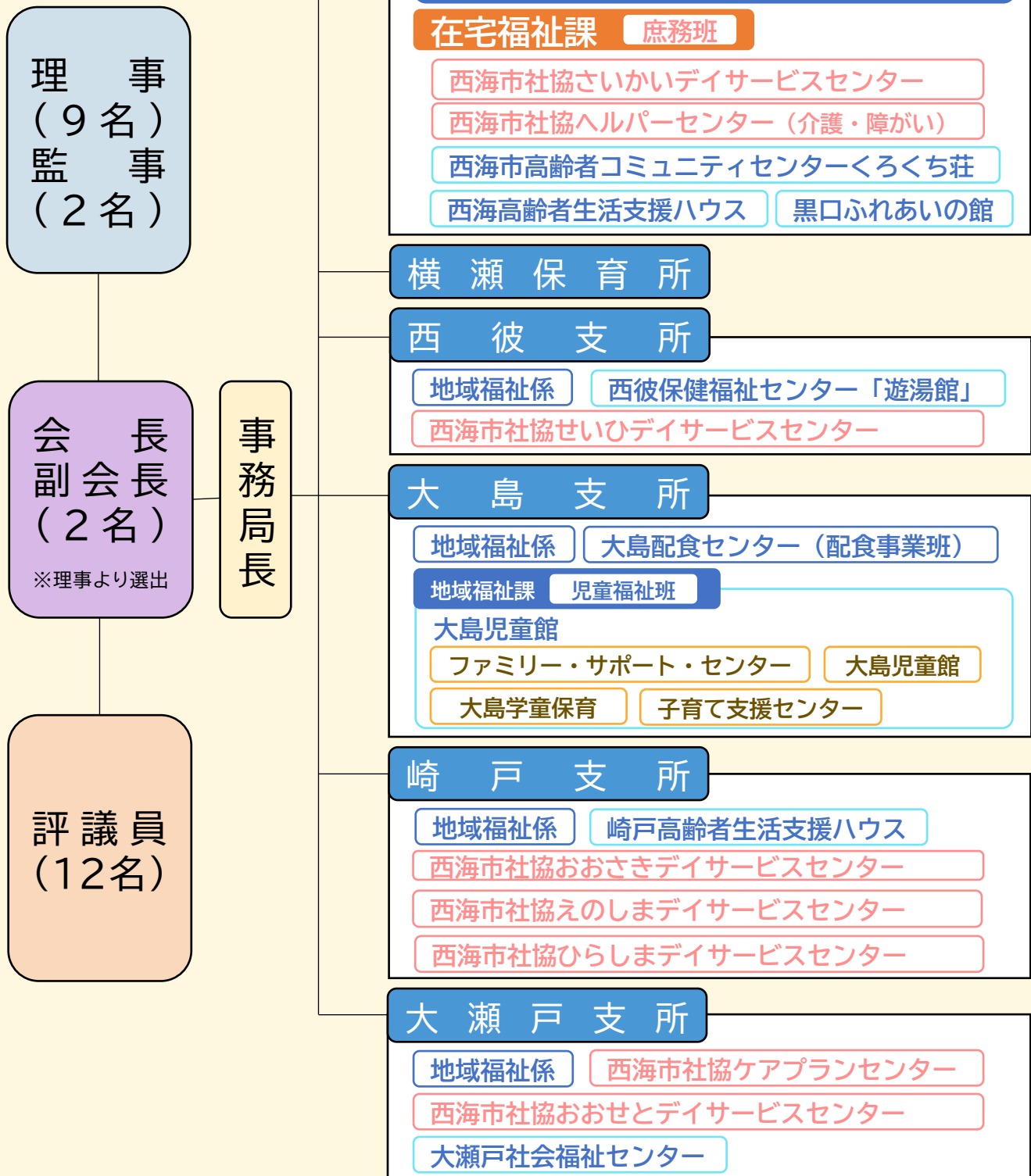
Q：「社協」職員は公務員？

A:いいえ

社協は、社会福祉法人格を持つ民間の団体です。よって職員は公務員ではなく団体職員となります。

Q: 「社協」の組織体制を教えてください！

A: おおまかな組織図は次のとおりです。



Q：「地域福祉」ってなに？

A：地域の「生活を支えるしくみについてみんなで考え取り組む」の事です！

一般的に、地域福祉とは「それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題・生活課題の解決に取り組む」ことです。

西海市社協では「福祉」の意味を左のように提案します。身近に感じませんか？ つまり、地域福祉とは、地域の「ふくし=普段の暮らしを支えるしくみ」について、みんなで考え行動することです。

普段は気付きにくいのですが、私たちの普段の生活はさまざまな制度やしくみによって支えられています。その中に住民同士による助け合い・支え合い機能がありますが、時代の変化とともにその機能が失われつつあります。今一度、多くの市民が「地域福祉」について考え参加する機会が増えるよう、西海市社協はさまざまな提案を行っていきます。

ふ

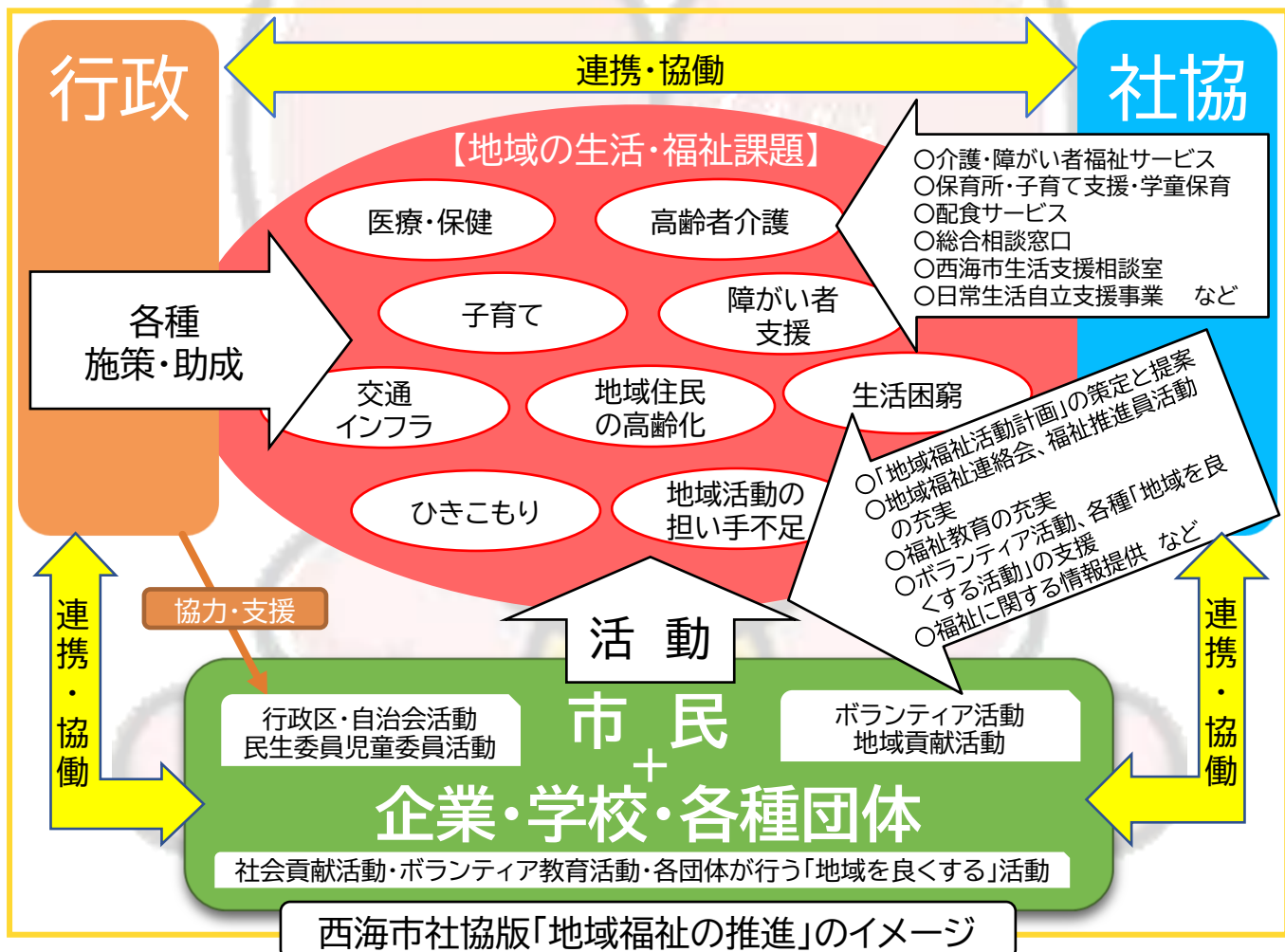
…普段の

<

…暮らしを支える

し

…しくみ



Q：「社協」と「民生委員・児童委員」との関係は？

A：重要なパートナーです！

社協が地域福祉を推進するうえで、地域に身近な民生委員・児童委員は欠かすことのできない存在です。生活福祉資金貸付制度での相談支援をはじめ、ふれあい食事サービス、地域福祉連絡会等による福祉コミュニティづくりなど民生委員・児童委員と協働のもと進めています。

Q：「社協」の財源は？

A：「民間財源」「公的財源」「事業収入」です！

市民の皆さんからいただいた社協会費や共同募金配分金、寄付金など事業の推進を図るうえで欠かすことのできない「民間財源」と、公共性に基づいた行政からの補助金や受託金などの「公的財源」、介護保険事業の介護報酬などの「事業収入」を財源としています。

Q：社協会費・寄付は？

A：大切にに使わせていただいています！

社協会費は、地域福祉活動を推進するうえで貴重な財源です。皆さんに社協の活動に賛同いただき会費を納めていただくことによって、地域の福祉活動に間接的に参加いただくことにもつながります。

また、皆さんから頂いたご寄付（一般寄付・香典返し寄付・物品寄付）は、会費とともに西海市社会福祉協議会の事業を通じて地域福祉のために活用させていただきます。

社協会費

会員の種類	金額
一般会員	1口 500円
法人会員	1口 2,000円
特別会員	1口 1,000円
団体会員	1口 5,000円

社協会費・ご寄付の使い道

- ・社協独自配食サービス
- ・福祉推進員の活動支援
- ・地域福祉活動計画の推進
- ・ボランティア活動の支援
- ・福祉6団体の活動支援
- ・チャイルドシート等の貸与事業
- ・社協だよりの発行 など

Q：今「社協」が進めたいイチ押し取り組みは？

A：第3期地域福祉活動計画を基本とした「地域福祉の推進」を市民の皆さんと一緒に取り組んでいくことです。

くわしくは8・9ページでご説明します。

SDGsの取り組み

西海市社協では、令和4年度に「長崎県SDGs登録制度」に事業者として登録しました。「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」というSDGsの理念を念頭に、「地域共生社会」の実現に向けた福祉のまちづくりを持続的に推進していきます。

《西海市社協で主に取り組むSDGsの目標は、以下のとおりです。》



1 貧困をなくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



11 住み続けられるまちづくりを

都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする



3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



16 平和と公正をすべての人に

公正、平和かつ包摂的な社会を推進する



4 質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



17 パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する



10 人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の不平等を是正する

SDGsの理念

SDGs(エス ディー ジーズ)とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、令和12年までに達成する17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。



地域福祉活動計画(令和3年~7年度) ~住民と社協が取り組む「地域福祉の推進」に関する計画書~

現在、社協では「第3期西海市地域福祉活動計画」に基づき、市民の皆さんと一緒にできる地域福祉の推進に向けたさまざまな取り組みを進めています。

目標とする将来像

みんなが安心して暮らせる福祉のまち
さいかい

基本理念

1. 市民とともに考え、行動する 福祉の里づくり
2. 個人の尊厳を大切に、みんなが楽しく生きる 福祉の里づくり
3. 豊かな福祉のサービスを安心して利用できる 福祉の里づくり
4. 行政と市民による協働ネットワークで支え合う 福祉の里づくり



基本目標

1 誰もが必要な支援を受けられる地域を目指して

誰もが必要なときに適切なサービスを利用できる地域を目指します。地域の中で問題を相談・解決できる仕組みをつくとともに、福祉サービスに関する情報提供、相談支援体制を充実し、サービス利用者への支援を行います。

2 安心して利用できる質の高い福祉サービスを目指して

誰もが心身ともに豊かに暮らせる地域を目指します。地域住民の健康づくりや生きがいづくりの支援を行います。

3 住民参加による地域福祉の促進を目指して

誰もが地域福祉活動に参加できる地域を目指します。福祉に関する広報・啓発活動により、市民の地域福祉に対する意識を高めます。

4 安心して暮らせる地域を目指して

誰もが安全・安心に暮らせる地域を目指します。誰もが、安心して生き生きと暮らすことのできる環境づくりに努めます。

重点戦略

社協では、「地域福祉の推進」に向けて以下の3点に重点を置き、住民の皆さんとともに活動していきます。

「地域福祉」の理解と「推進活動」の普及を目指して

地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、「地域のことをみんなで考え、問題があれば解決に向けてみんなで行動しよう」という考えです。地域住民が自分たちで地域課題や福祉ニーズに気づき、地域で共有し、議論し、解決を目指す過程が「地域福祉の推進」の大きな鍵です。

西海市社協では、この考え方や過程を市民に分かりやすく伝え理解を深めてもらうとともに、実践的な取組の中で、住民主体による「地域福祉の推進」の更なる深化を目指します。

地域福祉連絡会の充実を目指して

現在、地域福祉連絡会は市内全域80地区に設置され、うち12地区で地域住民による自主的な活動・運営が行われていますが、まだ多くの地区で地域福祉連絡会の意義や役割について模索が行われている状態です。

西海市社協では、地域福祉の推進における地域福祉連絡会の機能や役割などを地域住民に丁寧に説明し、理解と協力を得ながら、地域住民による主体的・自主的な地域福祉連絡会が増えるよう支援していきます。また、地域課題解決に向けて専門職や行政、関係機関の協力が得られる体制づくりを行います。

ボランティア活動・市民福祉活動の活性化を目指して

ボランティア活動は、地域のさまざまな課題に対して自主的・自発的に取り組む行動であり、住民主体による「地域福祉の推進」のもう一つの大きな鍵です。西海市社協では、運営するボランティアセンターを通して、市民への情報発信や活動への支援を強化し、更なるボランティア活動の活性化を支援します。

「地域共生社会」とは？

地域共生社会とは、厚生労働省が掲げるビジョンで、2016年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の内容に盛り込まれました。

地域住民や地域の多様な主体が分野や属性の壁を越えた協働を実践し、誰もが支え合う地域を創っていくことを目指します。制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

地域福祉の推進への取り組み

～住民が取り組む「地域福祉の推進」を支援～

地域福祉連絡会

地域福祉課

各支所

「誰もが安心して共に暮らせる福祉のまちづくり」を目指す住民主体の活動組織です。西海市内全域80地区に設置されておりさまざまな活動が行われています。社協ではその活動を支援しています。

活動内容

- ①地域内の福祉情報の共有（見守りが必要な人）
- ②地域課題の早期発見、早期解決のための協議
- ③福祉課題の背景や原因について情報共有し、解決に向けた協議
- ④日頃の地域の見守り活動
- ⑤福祉活動（サロン活動）
- ⑥地域イベントの企画
- ⑦必要に応じて関係機関との連携・協働

構成

- 行政区長
- 民生委員・児童委員
- 福祉推進員
- その他各地域で必要とされる団体長および個人（老人会、婦人会、消防団など）



西彼地区



崎戸地区

福祉推進員

地域福祉課

各支所

地域住民の自主的な助け合い精神を醸成し、地域の福祉課題を地域社会全体で解決する仕組みを作るため、小地域ごとに設置した福祉協力員のことです。行政区長の推薦で社協会長が委嘱し、約40世帯に1人の割合で配置されています。

活動内容

- ①地域内の福祉的情報を自治会、民生委員・児童委員、社協に提供し、協議に参画
- ②福祉事業への協力
- ③災害時の要援護者の避難支援 など

地域福祉の推進への取り組み

～「福祉」の理解を深める取り組み～

福祉教育

地域福祉課

各支所

子どもから高齢者まで全市民を対象とし、学校や地域でのボランティア体験や交流などの活動を通して「共に生きる力」を育み、様々な人たちと力を合わせながら誰もが安心して楽しく暮らせるまちづくりを推進しています。

学校での福祉教育

子どもたちの豊かな成長を促すための「学びの支援」や「人づくり」

- 福祉学習
- 体験活動
- ボランティア活動



車いす体験

地域住民への福祉教育

住民の生涯活動を目的とした「地域福祉の推進」や「まちづくり」

- 福祉出前講座
- ボランティア活動
- 地域福祉連絡会



高齢者疑似体験

福祉出前講座

地域福祉課

在宅福祉課

各支所

市民の皆さんに「福祉」に関する理解や関心を深めていただく取り組みです。社協職員が地域に出向き、福祉の仕組みやボランティアなどについてわかりやすく説明します。

●対象者

西海市内にお住まいの10人以上の団体、学校、自治会、事業所など

●日時

平日の午前9時～午後8時

※その他の時間帯を希望される場合はご相談ください。

●講座名

- ・福祉レクリエーション
- ・いきいき健康体操で介護予防
- ・教えて！介護保険のいろは
- ・ワンポイント介護術

●申込方法

希望日の2週間前までに西海市社協へご連絡ください。

●費用

原則無料

※会場の手配や準備は申込者でお願いします。

など

地域福祉の推進への取り組み ～日常生活の困りごとを支える事業～

配食サービス

地域福祉課 各支所

毎日心を込めて作っています。

社協独自配食サービス事業

75歳以上の高齢者や病中・病後で支援が必要な方などを対象として、お弁当を自宅までお届けします。

(※要申請)

○1日2食(昼・夕) ○費用…1食 600円



配食サービス (市受託事業)

要支援・要介護の認定を受けられた方で一人暮らしの高齢者や障がい者などが対象。介護保険の認定を受けていなくても、事業の対象者に該当すれば利用できます。(※要申請)

○1日1食(昼食もしくは夕食)

○費用…1食 410円



各種機材の貸出 (貸与事業)

地域福祉課 各支所

福祉・介護機器 (電動ベッド・手動ベッド・車いす)

身体の障がいなどで日常生活に支障がある方に介護機器の貸出(最長3カ月、要申請)

介護機器名	利用料	
	1日当たり	1カ月上限額
電動ベッド	80円	1,200円
手動ベッド	60円	900円
車椅子	40円	600円

※社協会員は半額



チャイルドシート等（月額300円 但し、社協会員は無料）

チャイルドシート等の再利用や着用促進のため、不要になったチャイルドシート等を市民から譲り受け、必要な方に貸出（最長3カ月、要申請）

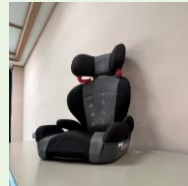
ベビーシート	新生児～1歳頃	チャイルドシート	1歳頃～4歳頃
ジュニアシート	4歳～	ベビーカー	乳幼児を乗せる手押し車



ベビーシート



チャイルドシート



ジュニアシート



ベビーカー

イベント・レクリエーション用品等の貸出（無料）

地域の交流や福祉活動などに役立てていただくため、イベント用品やレクリエーション用品などを貸出（※要事前申込）

イベント用品	ポップコーン機	●
	かき氷機	
	綿菓子機	●
	テント	
	ワイヤレスマイクセット	
レクリエーション用品	多目的レクリエーションセット	
	グラウンド・ゴルフセット	●
	カローリングセット	
	輪投げセット	●
	スカットボールセット	
	室内用ペタンク	●
	ポッチャ	●
	ストラックアウト	
	機器類	プロジェクター
スクリーン		
草刈り機・ブロワ		



対象：西海市にお住まいの方

申込：物品貸出日の2か月前の月の1日から1週間前まで

※1日が土日・祝日の場合は翌営業日

（例）7月22日～27日に

ポッチャを借りたい場合

⇒5月1日から申込を受付

相談支援

～日常生活における困りごと・心配ごとの相談窓口～

総合相談事業

地域福祉課

各支所

日常生活の中での困りごとや心配ごと、福祉制度など、福祉に関するあらゆる相談に応じています。相談内容に応じて、各種制度や関係機関への紹介を行います。



無料法律相談

地域福祉課

借金、離婚、遺産分割、土地の問題など法律上の暮らしのなかでの困りごとについて、弁護士が相談に応じます。(※月1回、要予約)

西海市生活支援相談室（市受託事業）

地域福祉課

生活や仕事などの困りごとについて相談窓口を開設しています。ひとりで悩まず、まずはお相談ください。

自立相談支援事業

さまざまな悩み事に耳を傾け、生活の立て直しを一緒に考え、各種制度やサービス、関係機関等につなぐなど、寄り添いながら自立に向けて支援していきます。

家計改善支援事業

家計に関するさまざまな悩み事に耳を傾け、家計の課題や見直しを一緒に考え、家計の再生計画を作成するなど、生活の立て直しを目指して支援していきます。

緊急食料品支援事業

食材の確保が困難な生活困窮者に対して、早急な援助が必要と認められる場合に限り、短期間必要な食材を提供し自立支援を行います。

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等に不安がある方々が地域の中で安心して暮らせるようお手伝いします。

サービス内容

①福祉サービスの利用に関するお手伝いします。

福祉サービスについての情報を提供し、安心してご利用できるようお手伝いします。



サービスを利用して困るようなことがあったら、苦情解決制度を利用するお手伝いします。



②日常的な金銭管理をお手伝いします。

医療費、税金、公共料金などの支払をお手伝いします。



預貯金の払い出しや預け入れのお手伝いや、通帳や印鑑などをお預かりします。



③下記の書類等をお預かりします。

- ・定期預金通帳
- ・銀行印
- ・実印
- ・契約書類
- ・不動産権利証など

※②③のみの利用はできません。(①との併用が必要です。)

利用できる方

- 西海市内にお住まいの高齢者や障がいのある方（身体の障がいを除く）で自身の判断能力に不安のある方
- 利用に必要な契約内容が理解できる方



利用料金

1回あたり1,200円（1時間程度）+交通費
※契約までの相談は無料です。



生活福祉資金（長崎県社協）

生活上の課題を抱える世帯を対象に、必要な相談支援を行うこととあわせて一時的に必要なお金をお貸しすることにより、その世帯の経済的な自立と安定した生活を目指すことを目的とした長崎県社協が行う貸付制度です。
（西海市社協が相談受付窓口となります。）

●対象となる世帯

- ・所得が少ない世帯
- ・障がいをもった人がいる世帯
- ・高齢者世帯（65歳以上で要介護1以上）

●貸付費目（詳細はお問い合わせください。）

【福祉資金】

日常生活を送るうえで、または、自立した生活が送れるようになるために一時的に必要な費用の貸付金です。

【教育支援資金】

所得が少ない世帯の世帯員が、高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部を含む）、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）に通うための費用の貸付金です。

【総合支援資金】

失業者等により日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計相談等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯への貸付金です。

※総合支援資金のお申込みには、原則として「西海市生活支援相談室」での相談のうえ、支援プランの調整が必要です。

入院費が心配…



子どもの進学資金について相談したい



西海市福祉資金（西海市社協）

西海市内に居住し一時的に生活が困難な世帯を対象とした貸付制度です。申し込みにあたっては、お住まいの地区の民生委員・児童委員の意見書や関係書類の提出が必要です。

●貸付限度額 10万円以内

●連帯保証人 原則1名
（65歳以下が望ましい）

●貸付利子 無利子

貸付金額	償還期間
5万円以下	25カ月以内
5万円を超え 7万円以下	35カ月以内
7万円を超え 10万円以下	36カ月以内

食べる
ものがない

お金のやりくり
に困っている

働きたいが
仕事がきまらない

生活や仕事のことで困ったときは

ひとりで悩まずご相談ください

☎0959-29-4081

西海市生活支援相談室

(西海市社会福祉協議会内)
西海市西海町黒口郷 1477 番地 1

月～金曜日 8:30 ~ 17:30

✉ chiiki@shakyo-saikai.jp



生活支援

～ 高齢者・障がい者の生活を支えるさまざまな事業 ～

地域福祉課

外出支援サービス（市受託事業）

一般の交通機関を利用することが困難な高齢者等に対し、移動用車両を利用した移送サービスです。ご自宅から在宅福祉サービス提供場所や医療機関等までの送迎をします。（※西海市への申請・承認が必要です。）

●利用できる方

西海市内に住所を有する方で

- ①65歳以上で寝たきりの人、または車いすを常時利用している人
- ②60歳以上で、下肢が不自由なため車いすを常時利用している人
- ③身体障害者手帳の交付を受けた人で障害の程度が1級、2級又は3級に該当する障害を2つ以上重複している人で、寝たきりまたは車いすを常時利用している人

●利用料

無料（駐車場料金等実費）

●利用時間

午前9時から午後5時

●利用予約

利用しようとする日の原則7日前までに、西海市社会福祉協議会にご予約ください。

地域福祉課

通所型サービスA「シャキシャキクラブ」（市受託事業）

要支援認定者のうち、介護保険サービスを受けていない方及び事業対象者の方に対して、身体介護を伴わない日常生活に関する相談・助言、健康状態の確認等を行い、引きこもりを 방지、高齢者が生きがいをもって地域において自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の向上に効果的な取り組みを支援します。

（※西海市への申請が必要です。）

●実施場所

西海町（2か所）、大島町、崎戸町、
崎戸町江島、崎戸町平島

●利用できる方

- ①要支援認定を受けた者（要支援1・2）
- ②基本チェックリスト該当者（事業対象者）

●利用回数

週1回、1時間半程度

●利用料

200円



脳トレ



体操

訪問型サービスA（市受託事業）

地域福祉課

在宅福祉課

要支援認定者（介護保険サービスを受けていない方）及び事業対象者で単身世帯、高齢者のみ世帯の方で、訪問介護員又は、生活支援サポーターにより日常生活の家事援助等を行い、要介護状態になることを予防するサービスです。（※西海市への申請が必要です。）

●利用できる方

- ①要支援認定を受けた者（要支援1・2）
- ②基本チェックリスト
該当者（事業対象者）

●利用回数

週1回、おおむね1時間まで

●利用料

300円

利用できるサービス

- ・洗濯・掃除
- ・食事の準備や調理
- ・生活必需品の買い物
- ・薬の受取
- ・衣類の整理・補修

利用できないサービス

- ・利用者以外の洗濯、調理、買い物
- ・車の洗車や掃除
- ・日常的な家事の範囲を超えるもの



生活支援サービス（社協独自サービス）

在宅福祉課

入院・入所者の一時帰宅時など公的サービスが受けられない場合や、産前産後で一時的に家事の支援が必要な時に訪問介護員が訪問し、家事などの支援を行います。（※社協への申請が必要です。）

●利用できる方

- 西海市内に住所を有する方で
- ①要介護・要支援認定を受けられた方
 - ②障害程度区分の認定を受けられた方
 - ③後期高齢者（75歳以上）
 - ④その他

●利用料

訪問介護員一人につき1時間1,500円
（30分超える毎に750円ずつ加算）

利用できるサービス

- ・医療機関や福祉施設などからの外泊時の介助や介護
- ・通院、院外、入退院時の介助
- ・入院中の洗濯・買い物、市役所などの手続きの代行

など…



子育て支援

～ 子どもとその家庭を支える取り組み ～

ファミリー・サポート・センター（市受託事業）

地域福祉課

大島支所

○地域で行う「子育て」を支援します！

「子育てのお手伝いをしたい人」（提供会員）と「子育ての手助けをしてほしい人」（依頼会員）が会員となって、一時的な子どものお世話を有料で行う会員制のサービスです。

●会員の種類

依頼会員：市内在住の方で生後3カ月～小学6年生以下の子どもを持つ人。

提供会員：市内在住の方で心身ともに健康で子育てに意欲のある20歳以上の人。

●利用料金

平日午前7時～午後7時まで	700円／時間
平日 上記以外	800円／時間
土日祝日、年末年始12/29～1/3	900円／時間
送迎、おやつ代、おむつ代、 ミルク代等	自家用車利用送迎は 100円、他実費

●利用時間

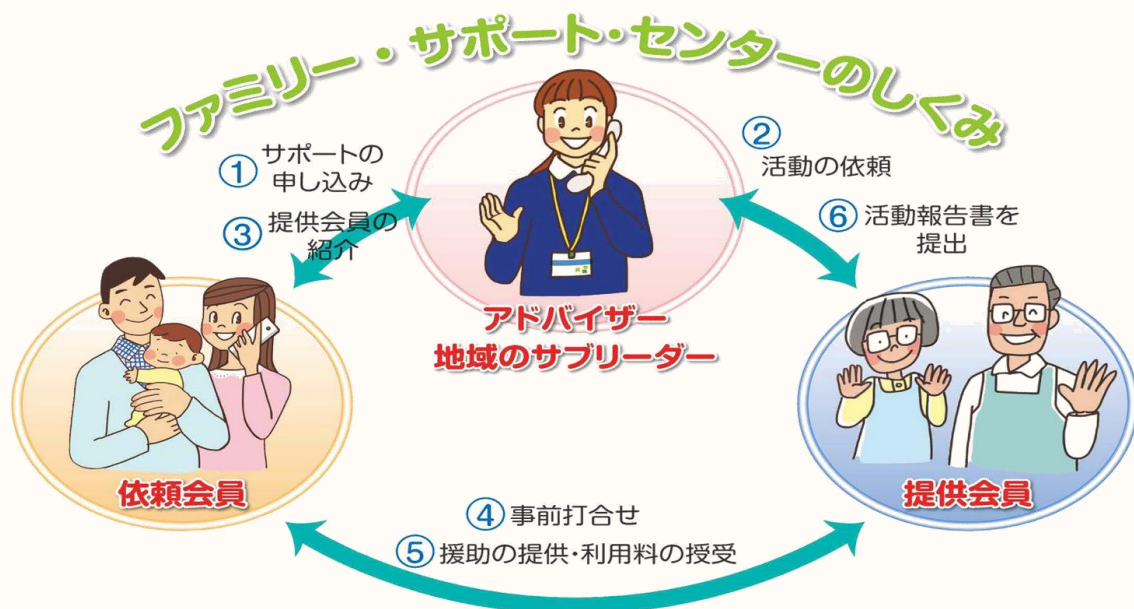
午前9時～午後6時
（援助活動時間はこの限りではありません）



会員交流会の様子

※複数の子どもを預かる場合、2人目から半額です。

※病児保育、宿泊、家事代行は行っていません。



大島児童館（市指定管理）

大島支所

小学生や乳幼児の遊びの広場、保護者の集いの場として開所しています。

- 開設曜日・時間（日・祝日は休館）
（月～金曜日）下校時から午後6時
（土曜日、夏・冬・春休み）午前8時30分～午後6時
- 対象者 0歳児～就学前の幼児・小学生とその保護者・妊婦



大島児童館

西海市大島学童保育

大島支所

子ども達のために生活場所を提供し、放課後の生活を守るために学童保育を開所しています。

- 開設曜日・時間（日・祝日は休館）
（月～金曜日）下校時から午後6時
（土曜日、夏・冬・春休み）午前8時30分～午後6時
- 対象者 小学生



西彼青年の家での野外活動

利用区分	料金(月額)
一般料金	6,000円
ひとり親世帯	1,000円
食事代、おやつ代等	実費

子育て支援センター（市補助事業）

大島支所

共働き世代の増加など子育てを取り巻く環境の変化に対応するため、大島地区で子育て家庭に対する育児支援を行っています。

- 開設曜日 月～金曜日（祝日を除く）
- 利用時間 10時～15時
- 対象者 0歳児～就学前の幼児とその保護者・妊婦



センターでの様子

横瀬保育所

健康な身体と安定した情緒を育て、温かで家庭的な雰囲気の中で明るくのびのびした保育を目指しています。子ども一人一人の個性を大切に、また保護者が安定して子育てができるように、地域の人達と一緒に子育てを支援しています。



横瀬保育所

介護保険・障がい福祉サービス

在宅福祉課

～社協が提供する各種サービスの紹介～

介護保険事業

サービスを利用したい

利用できる方

要介護1～5の方

居宅介護支援
(ケアマネジャー)



介護支援専門員が、ご本人やご家族の気持ちを大切にしながら、住み慣れた自宅で暮らし続けることができるよう「居宅サービス計画」(ケアプラン)を作成し、各種介護サービスの利用について調整・支援します。

西海市社協ケアプランセンター

- 営業日 月曜日～金曜日
(祝日、12月29日～1月3日を除く)
- 営業時間 午前8時30分～午後5時30分

訪問を受けて利用したい

利用できる方

要介護1～5・要支援1.2の方

訪問介護
(ホームヘルパー)



ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。

西海市社協ヘルパーセンター (介護)

- サービス提供時間 午前6時～午後10時

通いで利用したい

利用できる方

要介護1～5・要支援1.2の方

通所介護
(デイサービス)



通所介護施設で、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

西海市社協さいかい・せいひ・おおさき・おおせと
各デイサービスセンター

- サービス提供日 月曜日～土曜日(元日は除く)

西海市社協えのしま・ひらしま 各デイサービスセンター

- サービス提供日 月曜日～金曜日(元日は除く)

障がい福祉サービス（西海市社協障がい者ヘルパーセンター）

訪問を受けて利用したい

利用できる方

- 障害程度区分1～6の認定を受けた方で
- ①身体障害者手帳を持っている方
 - ②療育手帳を持っている方
 - ③精神障害者保健福祉手帳を持っている方
 - ④難病と診断された方

居宅介護・
重度訪問介護

同行援護
(ホームヘルプ)
事業



利用者の身体の状態や希望に応じた介護計画を作成し、住み慣れた自宅で安心して暮らすことができるように身体介護や家事援助などのサービスを提供します。

●利用時間 月曜日～日曜日の午前6時から午後10時

身体介護	生活介助
<ul style="list-style-type: none"> ・食事介助 ・身体の清拭 ・移動介護 ・排泄介助 ・通院介助 ・衣類着脱の介護 ・その他の介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・調理 ・洗濯 ・掃除 ・買い物
など	など

安心して外出したい

利用できる方

- 身体障害者手帳をお持ちの方
 - ①視覚障がいの3級以上または4級の1の方
 - ②下肢障がいの2級以上または3級の1の方
 - ③体感障がいまたは移動機能障がいの3級以上の方
 - ④内部障がいですりすを常時利用している方
- 療育手帳の交付を受けている方
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- 特別支援学校及び特別支援学級に在学している小学生以上の方
- 通学支援型において、市内の特別支援学級に在学している小学2年生までの方

移動支援事業



視覚に障がいがある方や下肢に障がいがある方の社会生活に必要な移動や外出支援を行います。

●利用時間 月曜日～日曜日の午前6時から午後10時

- ・社会参加のための外出
 - ・生活をする上で必要な外出
 - ・市内の学校に係る通学
- (介護者や同居する家族が疾病等で送迎ができない場合)

ボランティアセンターの運営

～ボランティア活動の普及・活性化を支援～

地域福祉課

ボランティアセンターの役割

西海市ボランティアセンターは、西海市内のボランティア活動の普及・活性化を図る組織です。そのために以下の機能（役割）を有しています。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ①活動に関する相談支援、情報の提供 | ⑤コーディネート機能 |
| ②講座・研修会の開催 | ⑥ボランティア活動に関する調査・研究 |
| ③活動の支援 | ⑦ボランティア活動保険窓口 |
| ④ボランティア教育・啓発の推進 | |

登録制度



西海市ボランティアセンターでは、次のことを効果的に行うため「登録制度」を設けています。

ボランティア活動に関する情報発信

ボランティア依頼があった際の紹介

ボランティア関連の勉強会や研修会、助成金制度など活動に有益な情報の提供

センターや社協が主催するボランティア活動や関連事業等への参加の呼びかけなど

会員の種類		登録方法
個人会員	個人で西海市ボランティアセンターに登録します。	①無料通話アプリ「LINE」公式アカウントを「友だち」追加。 ②西海市社協窓口での申し込み。 (登録申請書の提出が必要。)
団体会員	ボランティア活動団体の代表者がまとめて西海市ボランティアセンターに登録します。	西海市社協窓口で申し込み。 (登録申請書、名簿の提出が必要。)

ボランティア活動を推進する意味

ボランティア活動とは、地域のさまざまな福祉課題やニーズに対して、その解決に向けて自主的・自発的に取り組む活動です。この考え方や行動は、住民が主体的に取り組む「地域福祉の推進」の基本的考え方と同じです。

多くの市民の皆さんがボランティア活動に関心や興味を持ち、そして活動に参加することで、その体験を通して「地域福祉の推進」について学び実践することができると考えています。皆さんのご登録やご参加、お待ちしております！

登録の特典 (活動支援)

●グループ登録とは？

今流行りの「この指とまれ方式」のボランティア活動に対応した登録制度です。「グループ」とは、個人会員2名以上で、期間限定でボランティア活動を行う集まりを指します。

西海市社協独自助成制度

個人 グループ	ボランティア活動保険 保険料助成	ボランティア活動に必須の「ボランティア活動保険」保険料を一部助成します。
団体 グループ	ボランティア団体 活動助成金 (申請期間:4月~5月末) ボランティアグループ 活動助成金	西海市内で活躍するボランティア団体およびグループにおいて、ボランティア活動を行う際に発生する消耗品や材料費などの経費を助成することで、活動の経済的負担の軽減を図ります。
団体 グループ	研修会等助成金 (研修会等開催支援)	ボランティア団体やグループが希望する研修会・勉強会の講師謝礼など開催経費を助成します。 ただし、①企画・準備はその団体やグループで行うこと、②開催する研修会・勉強会は一般に開放することを条件とします。

団体
グループ

活動拠点の提供

活動場所として、西海市社協本所および支所の会議室・研修室を使用できます。(ただし、事前予約が必要です。)

	本所	西彼支所	大島支所	崎戸支所	大瀬戸支所
平日	○ (9時~21時)	○ (9時~17時)	○ (9時~17時)	○ (9時~21時)	○ (9時~17時)
土日祝	○ (9時~21時)	○ (10時~17時)	×	○ (9時~21時)	×

※予約方法は本所・各支所により異なります。また、冷暖房代は別途必要です。

団体
グループ

オンライン活用支援とパソコン・インターネット環境の提供

上記活動拠点は、**インターネット(Wi-Fi)環境**を備えています。ノートパソコン、タブレットなどを持ち込んでオンライン研修会や会議の場所として使用できます。また、ノートパソコンの貸出(要予約)もできます。

個人
団体
グループ

各種機材の貸出 (西海市社協物品貸与事業)

プロジェクター、スクリーン、
草刈り機、ブロワ など

Point! 組み合わせ次第でさまざまな活動ができます!

①「活動拠点」+「Wi-Fi」+「パソコン」
+「プロジェクター」

→複数人で**オンライン研修会**の視聴が可能!

②「活動拠点」+「Wi-Fi」+「パソコン」

→踊りやし物などの披露、傾聴ボランティアなど、**オンラインを活用した施設入居者との交流**が可能!
など

その他の事業

～ さまざまな福祉事業・活動を行っています! ～

赤い羽根共同募金

地域福祉課

各支所

大正時代に日本で最初に「共同募金」が行われた長崎県。毎年10月から12月の期間で実施しています。寄せられた募金の約80%が西海市社協の地域福祉の活動に役立てられています。(残りの20%は、長崎県内の福祉施設への配分助成金に活用されます。)

ボランティア活動の支援 福祉教育のために

- ボランティア協力校活動の普及
- ボランティア団体・グループへの活動助成
- ボランティア研修等の開催支援
- 災害ボランティア活動支援など

高齢者や障がいをお持ちの方のために

- ふれあい食事サービス(大瀬戸)
- 高齢者の交流の場の提供(西彼・西海・大島・崎戸)
- ふれあい給食(平島地区)
- にこにこコール(大瀬戸)
- 視覚障がい者等の交流会
- ふれあいレクリエーション(大島)など

地域の福祉活動の 推進のために

- 福祉施設連絡協議会への助成
- 福祉総合講座の開催運営(崎戸)
- 緊急食糧の支援
- 無料法律相談の開催
- 福祉出前講座の実施
- 物品貸出
- 配食サービス事業など



福祉について知って いただくために

- 社協だよりの発行
- ウェブサイトでの情報発信など

地域福祉課

各支所

総務課

歳末たすけあい運動

「歳末たすけあい運動」は、ひとり暮らし高齢者や在宅寝たきりの方などの支援を必要とする人のため、下記の活動を各地区の民生委員・児童委員と共にしています。

- 低所得世帯への年末支援
- ひとり親家庭への年末支援
- ひとり暮らし高齢者への非常持出セットの配布
- 在宅障がい児等へのクリスマスプレゼント



広報・啓発活動

- 西海市社協だより(すくらむ)を発行
- ウェブサイト、フェイスブック、インスタグラムを通じた情報発信



社協だより(すくらむ)

レンタカー事業

市民の皆様への供与と社会福祉事業への収益充当を目的に、車いす対応軽自動車、10人乗りワゴン車、25人乗りマイクロバスの貸し出しを行っています。

●車いす移動車

区 分	料 金
一般料金	6,000円(5,000円)
社協会員	5,000円(4,000円)
福祉団体	3,000円(2,500円)
※福祉優待	4,000円(3,000円)

()は24時間以降の加算料金

※福祉優待料金は、要介護1以上の認定を受けている方、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳及び介護者のご利用にて適用されます。



●10人乗りワゴン車

区 分	料 金
一般料金	15,000円(12,000円)
社協会員	10,000円(8,000円)
福祉団体	7,500円(6,000円)

()は24時間以降の加算料金



●25人乗りマイクロバス

区 分	料 金
一般料金	25,000円(20,000円)
社協会員	15,000円(12,000円)
福祉団体	12,500円(10,000円)

()は24時間以降の加算料金



※上記3車種ともに、ETC車載器、カーナビ装備済

指定管理施設

～ 市内さまざまな施設の運営・管理を行っています ～

西彼保健福祉センター「遊湯館」

西彼支所

神経痛や筋肉痛に効果があるナトリウム泉の入浴設備があります。(サウナあり)

○営業時間…午前10時～午後8時30分(最終受付午後8時)

○休館日…第1日曜日・元日

利用区分	入浴料	
	(市内)	(市外)
3歳～12歳未満	80円	80円
12歳～17歳未満 および65歳以上	100円	310円
18歳～65歳未満	200円	



大瀬戸社会福祉センター

大瀬戸支所

大瀬戸の板浦トンネルのそばにある入浴施設は、鉱泉を利用したお風呂でどなたでも利用することができます。

○営業時間…午前9時30分～午後8時

○休館日…毎週月曜日と祝日、お盆、年末年始

利用区分(市民)	入浴料
小中学生、60歳以上等	100円
一般	220円



高齢者生活支援ハウス（崎戸町・西海町）

在宅福祉課

崎戸支所

ひとり暮らしの高齢者等に対し、介護支援機能、居住機能及び交流機能等を総合的に提供する高齢者生活支援ハウスを運営することにより、安心して健康で明るい生活を送れるよう支援します。

○崎戸高齢者生活支援ハウス

○西海高齢者生活支援ハウス



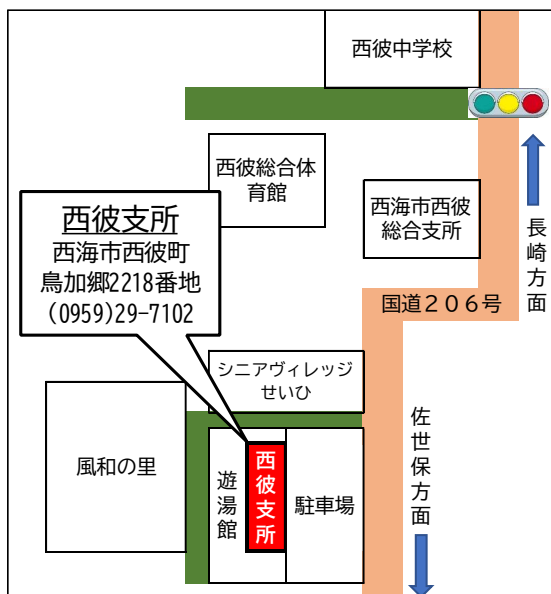
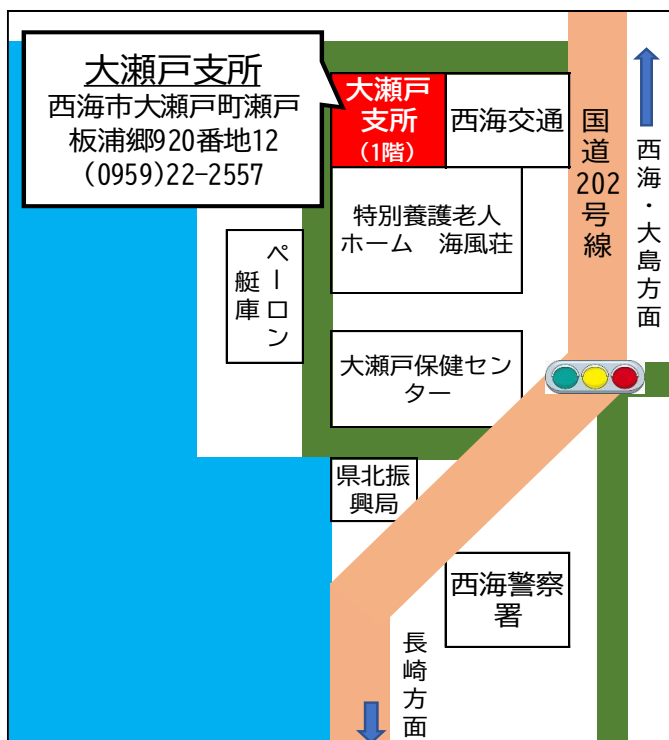
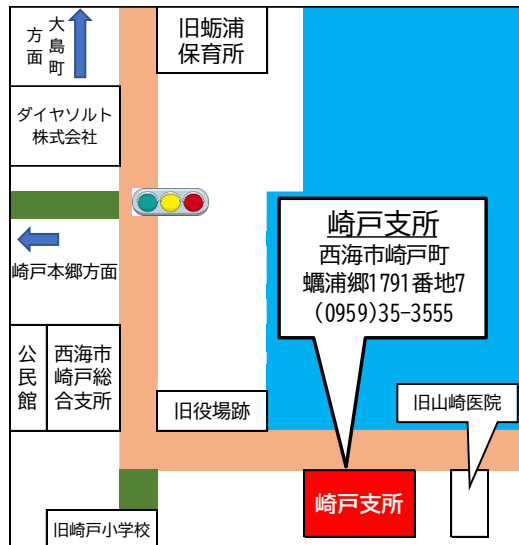
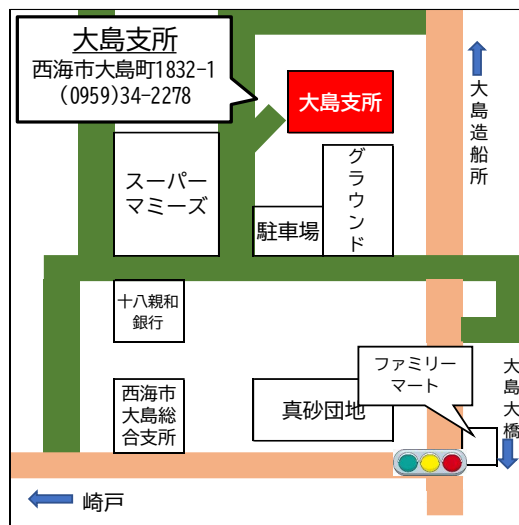
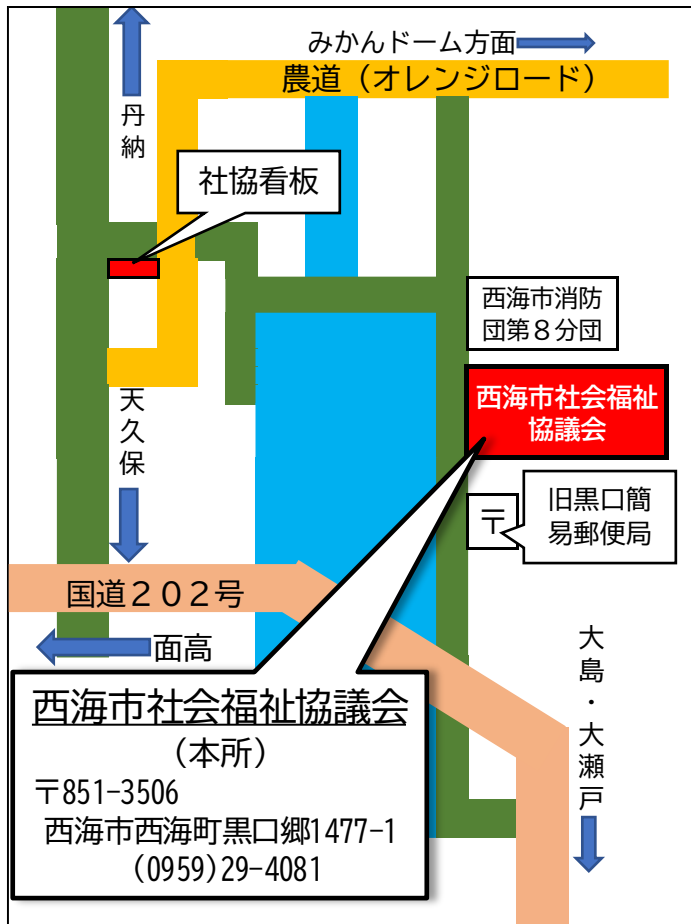
崎戸高齢者生活支援ハウス
ゆうばえ荘

西海高齢者
生活支援ハウス



上記以外にも指定管理施設として、中浦すこやかセンター、黒口ふれあいの館、大島児童館、大島配食センター等の運営・管理を行っています。

マップ(本所・支所)



社会福祉法人 西海市社会福祉協議会

各拠点一覧

西海町	本所(西海地区)	総務課	地域福祉課	29-4081
		在宅福祉課		
		西海市社協さいかいデイサービスセンター	西海高齢者生活支援ハウス	32-1922
		西海市社協ヘルパーセンター(介護・障がい)	ふれあいの館	
		中浦すこやかセンター(配食)		29-9111
西彼町	横瀬保育所			32-0200
	西彼支所	地域福祉係	西海市社協せいひデイサービスセンター	29-7102
大島町	西彼保健福祉センター「遊湯館」			29-7101
	大島支所	地域福祉係		34-2278
	大島配食センター			34-5001
	大島児童館	ファミリー・サポート・センター	大島児童館	34-2139
崎戸町		大島学童保育	子育て支援センター	
	崎戸支所	地域福祉係		35-3555
	崎戸高齢者生活支援ハウス ゆうばえ荘	西海市社協おおさきデイサービスセンター	崎戸高齢者生活支援ハウス	35-2828
	江島地区	西海市社協えのしまデイサービスセンター		36-2316
大瀬戸町	平島地区	西海市社協ひらしまデイサービスセンター		(0959) 47-2086
	大瀬戸支所	地域福祉係	西海市社協ケアプランセンター	22-2557
	大瀬戸社会福祉センター	大瀬戸社会福祉センター(入浴施設)	西海市社協おおせとデイサービスセンター	22-1364 37-0543

もっと西海市社協を知りたい方に

広報紙

広報紙「すくらむ」を発行しています。



ホームページ

<https://www.shakyo-saikai.jp/>

インスタグラム

<https://www.instagram.com/saikaishishakyo/>

フェイスブック

<https://www.facebook.com/saikaishishakyo/>

